

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0746)

第2回特定最低賃金専門部会（電気）

令和2年10月27日 非公開

開催日時	令和2年10月27日	15時55分～16時45分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1. 最低賃金額の審議について 2. その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をしていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただ今より、第2回群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。</p>

<p>部会長</p>	<p>よろしく願いいたします。</p> <p>皆さんどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会運営規程第8条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきます。</p> <p>公益は私、■■■■が務めさせていただきます。労働者側、使用者側は、どなたがなさいますか。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>労側は■■■■が行います。</p>
<p>部会長</p>	<p>■■■■委員、よろしく願いいたします。</p> <p>使用者側はいかがでしょう。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>使側は■■■■が行います。</p>
<p>部会長</p>	<p>■■■■委員、よろしく願いいたします。</p> <p>では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>議題(1)特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明がありますのでお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。1点ご説明させていただきます。</p> <p>第1回目の専門部会でもご説明いたしましたが、当専門部会において全会一致で決議がなされた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、「最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という取り扱いが審議会で決議されておりますので、その場合には、当専門部会において、答申の手続を行うこととなります。</p> <p>また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくこととなります。</p> <p>なお、本日は労使協議が必要になることもあろうかと存じまして別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただ今のご説明について、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【質問等なし】</p>

<p>部会長</p>	<p>では、ご質問等ないようですので、事務局のご説明のとおりといたします。</p> <p>では、特定最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の専門部会ですので、労使それぞれから引上げ額の具体的な金額について提示していただき、そこから審議を進めさせていただきたいと思います。</p> <p>全会一致で結審できますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。■■■■より発言させていただきます。</p> <p>この特定最賃は、地域別最賃よりも優位性のあるセーフティネットであり、私たちの属する電気機械器具製造業の魅力の向上を図るためにも、引上げは必要と考えております。</p> <p>今年は、新型コロナウイルスの影響で厳しさもありますが、特定最賃は労使のイニシアティブにより決めていくものであると認識しているとともに、労使交渉の機会のない基幹労働者の処遇改善や、正規と非正規労働者の賃金格差の是正を図るためにも重要な取り組みと考えておりますので、使側委員、公益側委員の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>具体的な要求額ですが、例年ですと、雇用戦略対話の合意内容の1,000円とする考え方を踏まえて要求していたところですが、今年はコロナ禍の影響もあることから、少し歩み寄った金額での要求をさせていただきます。</p> <p>連合群馬における2020年春闘の賃上げ率においては、全集計で1.94%であり、最も低いのが99人以下の組織で、1.63%でありました。現行の特定最賃908円に、この1.63%の引上げをすると、14.8円となることから、「15円」を要求させていただきます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。私■■■■から。</p> <p>ただいま、労働者側委員より「15円」というご要求をいただきました。</p> <p>使用者側といたしましては、既に配られておりますこの特定最低賃金専門部会の資料20に記載がございますけれども、毎月勤労統計調査というものが出てございます。事業所の規模5人以上の</p>

部会長	<p>1人平均の月間現金支給額、いわゆる「きまって支給する額」の欄を見ていただきますと、前年同月と比べますとマイナス0.9%という数字が出ております。そういったことから、3業種の908円にマイナス0.9%をかけた、大変失礼な数字ではございますが、「マイナス8円」の回答をさせていただきたいと思っております。</p> <p>やはり、足元の経済状況は極めて厳しいということをご理解いただいたうえで、「マイナス8円」の使用者側としての金額を提示させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまご意見を伺いました。確認させていただきますと、労働者側からは引上げ額「15円」の提示がありました。それに対して使用者側からは「マイナス8円」の提示がありました。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともでございますが、お互いのお示しになっている額の開きが大きいようです。</p> <p>労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>労側■■■■です。</p> <p>労側「15円」の要求に対しまして、先ほど使用者側からは「マイナス8円」という大変厳しい回答でありました。このままでは合意に至ることは困難と考えますので、労使で協議する時間をいただきたいと思っております。ご検討よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ただいま労働者側委員より、労使での話し合いの申出がありました。これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょう。</p>
使用者委員	<p>私■■■■から。</p> <p>今、ご提案いただきました、労使で意見を交わすということについては、しっかり議論をしたいということから賛成いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>使用者側委員の同意もいただきましたので、労使の協議を行っていただきたいと思っております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>協議のため一時休会とします。</p>

労使委員の皆さんが戻り次第、再開したいと思います。

【協議のため、休会】

部会長

協議お疲れさまでした。審議を再開いたします。
この後の審議の進め方ですが、労使同席のまま、ここで意見を伺うという形で、よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

ありがとうございます。
ではまず、労働者側委員からご意見をお願いいたします。

労働者委員

はい。労側の■■■■です。
先ほどはお時間をいただき、ありがとうございました。
私より、労使協議の経過について、ご報告させていただきます。
まず労側「15円」、使側「マイナス8円」では合意できませんので、私たち労側から「7円」を要求させていただきました。これは、2020年闘争で、電気機械器具製造業の18歳最低賃金が1,000円以上の改定がされましたので、この1,000円の月平均所定時間161時間で割ると、6.21円となることから、「7円」を要求しました。
これに対し使側は、7円まで歩み寄ってくれたことは理解するが、そもそも特定最賃を撤廃したい考えから、地賃との差を縮めるためにも「0円」の回答がありました。
続けて労側から、隣の埼玉県では5業種の改定が決定し、改定額を平均すると4.2円になることと、特定最賃においても地域間格差を広げないためにも、2円で結審した地賃を上回る「4円」を要求しました。
使側は、今年は例年と同様に考えられない。また、地賃を上回ることはない。特定最賃を地賃に埋め込んでいく考えから、変わらず「0円」との回答でした。
ここで、使側委員の、今年は例年とは違うという回答に対し、労側として歩み寄りを示しました。今年の地賃はプラス2円であり、引上げ率は0.24%です。この引上げ率を現行の908円に適用すると、2.17円となり、切り上げると3円になります。また、特定最賃には地賃よりも優位性があることから、金額としては地賃の引上げ額2円を上回る「3円」を要求したところ、使側回答は「0円」での回答でした。労側としては有額回答を要望しました。

これに対し使側は、地賃では、労側3円、使側1円で、公益の判断により2円が提示されたが、使側は全員反対であった。このような経緯と労側の有額の要望に歩み寄って、「1円」が回答されました。

労側としては、有額回答に対して御礼を申し上げましたが、労側とすると、やはり地賃より優位性がある特定最賃であるため「3円」は譲れず、再度「3円」を要求しました。

これに対して使側は、「1円」以上は譲れないとの回答でした。また、「3円」はないとの発言もありました。

労側としても、使側の「3円」はないに対し、「1円」での合意はあり得ないので、最後の歩み寄りとして、「2円」を要求しました。

使側からは、これまで同様な労使関係の維持を踏まえ、歩み寄ることとし、「2円」の回答があり、合意に至ることができました。経過については以上になります。ありがとうございました。

部会長

ありがとうございます。
では使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。

使用者委員

はい。私■■■■から。

交渉の経緯は今、労側委員の■■■■委員からご説明のあったとおりでございます。使側としましては、過去に経験したことの無い経済状況、この経済環境下の中で、今事業を継続しているという厳しい状況をまず伝えさせていただきました。また、過去不景気な時代といわれたものを何度か経験しておりますが、このコロナ禍につきましては、先が全く見えない、読めないという状況から、やはり厳しい旨を労側の委員の皆様にお伝えさせていただいたところでございます。

また、最低賃金、これは県最賃もそうですが、法的な拘束力が、強制力がある観点から、最低賃金の引上げについては非常に重たいということで、終始「0円」、マイナスから「0円」という回答をさせていただきました。

ただ、最終的には今、労側委員からご説明があったように、労側委員のご意見も勘案し、「2円」ということで合意をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。
ただいま、労働者側委員、使用者側委員からそれぞれご発言があ

部会長	<p>りました。</p> <p>その他の労働者側委員、使用者側委員の方は、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【発言等なし】</p>
部会長	<p>では、公益委員の方は、ご意見いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
部会長	<p>では、ご意見が出尽くしたようです。</p> <p>労使委員のご意見を伺ったところでは、本製造業の最低賃金は「2円の引上げ」、「時間額で910円」とする、ということによろしいでしょうか。</p> <p>異議はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>各委員異議なしとのことですので。</p> <p>よって、全会一致で決議いただいたことを確認いたしました。</p> <p>それでは、この後の手続について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
部会長	<p>今後の手続につきまして、ご説明させていただきます。</p> <p>全会一致で決議をいただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。</p> <p>つきましては、報告書の（案）及び答申文の（案）を準備いたしますので、少々お時間をいただきたく存じます。</p> <p>では、一時休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【休会】</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】</p>
部会長	<p>それでは、再開いたします。</p> <p>事務局から、まずは報告書の（案）について、ご説明をお願いいたします。</p>

事務局	はい。それでは報告書の（案）を読み上げさせていただきます。
	【報告書（案） 朗読】
部会長	委員の皆様、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	では、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会会長あて、報告することといたします。 次に、事務局から、答申文の説明をお願いします。
事務局	本日は、全会一致で決議いただきましたので、当専門部会の決議は審議会の決議となります。 よって、答申文は群馬地方最低賃金審議会会長名となっております。 それでは答申文の（案）を読み上げさせていただきます。 なお、別紙につきましては、報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただきます、その他の項目につきましては、省略させていただきます。
	【答申文（案） 朗読】
部会長	はい。ありがとうございます。 委員の皆様、答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。
	【異議なし】
部会長	ありがとうございます。 ご了承いただきましたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。
	【部会長より基準部長へ答申文を手交】
部会長	答申が無事終わりました。 答申につきましては、各委員のご協力により、全会一致で取りま

事務局	<p>とめることができました。大変ありがとうございます。 今後の予定等について、事務局から何かありますでしょうか。</p> <p>はい。答申をいただきまして、ありがとうございます。 答申をいただきましたことに対しまして、佐藤労働基準部長から一言ご挨拶をさせていただき、その後今後の予定等を説明させていただきます。</p>
基準部長	<p>ただいま、 部会長から答申をいただきました。 本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月7日に諮問をさせていただきました。その後、当専門部会が設置され、コロナ禍の状況の下、例年にも増して難しい審議をいただきました。 部会長をはじめ、公・労・使の委員の皆様には、大変なご尽力をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。 また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われましたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。 いただきました答申につきましては、群馬労働局といたしまして、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。併せまして、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいります。 最後に、委員の皆様にご審議いただきましたことに重ねて感謝を申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは今後の予定等につきまして、2点ご説明いたします。 1点目でございます。 特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としているところでございます。他の全ての業種の答申がなされた後に、異議申出の公示を行わせていただきます。 異議申出の締切日は、公示日の翌日から15日後となります。異議申出があった場合は、11月20日(金)になりますが審議会を開催し、審議を行っていただく予定としております。 なお、異議申出がなく、官報公示の手続きが順調に行われた場合、効力発生日は最短で12月31日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 2点目でございます。</p>

<p>部会長</p>	<p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがあります。</p> <p>その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご了承をいただくことといたしますので、併せてご了解をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。今後の予定等についてご説明いただきました。</p> <p>1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日となること。また、今後官報の公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいつて12月31日となること。しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるということです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局の説明のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、そのようにいたします。</p> <p>最後の議題の(2)その他について、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特にございません。</p>
<p>部会長</p>	<p>委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございます。</p>

	<p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これを持ちまして、第2回専門部会を閉会とします。 ご審議お疲れ様でした。</p>
--	---